

平成26年度北見市防災会議 会議録

- 1 日時 平成27年3月25日（水） 午前10時00分
- 2 場所 端野町公民館「多目的ホール」
- 3 出席委員 34名（遅参0名） 11名欠席
- 4 議題等

議題（1）北見市地域防災計画の修正について

議題（2）北見市災害ハザードマップについて

5 議事内容

○総務部防災対策・危機管理担当部長

ただ今から、平成26年度「北見市防災会議」を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、北見市防災会議事務局長の 北見市総務部防災対策・危機管理担当部長八谷でございます。宜しくお願いたします。

会議に先立ちまして、本日もご出席いただきありがとうございます、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。本来でありますとお一人ずつご紹介するところではありますが、時間の都合もございますので、お手元に配布しております、北見市防災会議委員名簿及び出席者名簿をご覧いただきまして、委員の皆様のご紹介に変えさせていただきます。よろしくお願いたします。

つづきまして、北見市防災会議会長であります、櫻田真人北見市長よりご挨拶申し上げます。

○櫻田市長

本日は、時節柄、ご多忙のところ、また、本日は風雪が強くお足元の悪い中、平成26年度北見市防災会議にご出席を賜りましたことに心からお礼申し上げますとともに、日頃から、当市の防災行政にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、未曾有の大災害となりました東日本大震災から今月の11日で丸4年を経過したところではありますが、被災地では、未だに復興へ向けて、被災者の皆様をはじめ、関係者の皆様におきましては、ご尽力されていることと存じます。

本市におきましては、この冬は大雪、暴風雪と近年まれに見る状況となり、除雪対策をはじめとする、暴風雪対策、大雪対策と関係機関のご協力を得ながら、対策を講じてまいりました。これまでとは、異なる気象状況等により、災害の発生が懸念されるところであ

り、このような状況では、いっどこで災害が発生してもおかしくないと考えております。このような災害から市民の安心・安全を守り、社会情勢の変化に対応できるしっかりとした体制を構築し、関係機関と連携を強化しながら、より実践的な防災・減災対策を進めて参りたいと考えているところでございます。

北見市防災会議は、災害対策基本法に基づき北見市地域防災計画を策定し、その実施推進のため設置されております。

本日の会議であります、昨年6月に開催いたしました、第1回北見市防災会議におきまして、地域防災計画の修正に関しまして、委員の方々から合意をいただいたところであり、最終修正案に関する案件をご用意させていただいておりますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも北見市の防災行政に一層のお力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げ、開会に当たっての、ご挨拶とさせていただきます。

○総務部防災対策・危機管理担当部長

つづきまして、お手元に配付いたしてございます資料等について事務局にて、ご確認をさせていただきたいと存じます。

○総務部防災対策・危機管理課 危機管理担当係長

それでは、資料の確認をいたします。本日机上去用意いたしてございます、

平成26年度北見市防災会議（第2回）次第書

資料1 北見市防災会議委員名簿

資料2 本日の会議出席者名簿及び配席図

資料3 北見市地域防災計画修正の概要について

資料4 北見市地域防災計画修正 新旧対照表（本編、地震津波防災計画編 各1部）

資料5 指定緊急避難場所一覧（一時避難場所・避難所）

資料6 指定避難所一覧（避難所）

資料7 臨時避難所一覧

資料8 北見市災害ハザードマップについて

参考資料 北見市地域防災計画 概要版（市民周知用）

以上でございます。資料の不足等ございましたら、事務局にてご用意いたしますのでお申し出いただけますようお願いいたします。

○総務部防災対策・危機管理担当部長

それでは、議題に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、「北見市防災会議運営規程」第4条第1項に基づき、会長にお願いいたしたいと存じます。会長宜しくお願いいたします。

○議長（櫻田市長）

それでは、規程により議長として本会議を進めさせていただきます。はじめに、本日の会議の成立状況につきまして、事務局へ報告を求めます。

○事務局長（防災対策・危機管理担当部長）

はい、委員の皆様方の出席状況でございますが、委員総数45名で、うち委員20名、代理出席者14名、計34名のご出席を頂いておりますので、過半数に達しており、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻田市長）

本会議が成立とのことでございますので、早速議事に入らせていただきます。それでは、議題（1）北見市地域防災計画の修正について、事務局に説明を求めます。

○事務局次長（防災対策・危機管理室長）

はい、北見市地域防災計画の修正についてご説明いたします。北見市地域防災計画は昨年6月9日に開催されました。北見市防災会議において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、災害対策基本法の一部改正、防災基本計画の修正が行われました。このことから、国や北海道の計画と整合を図り、防災対策の強化・推進を目的に本計画を全面修正するとの基本合意を得たものであります。

この第2回になります北見市防災会議では、会議のご案内の際に、北見市地域防災計画(案)、修正の新旧対照表、概要版を電子データでお送りさせていただいたところであり、新旧対照表でのご審議をお願いするのです。これより、資料3により説明いたします。

はじめに、修正の流れについてありますが、第1回の防災会議でご提示させていただきました日程では、修正原案の関係機関への提示を9月としたところですが、11月に遅れたことにより、関係機関への意見照会も短期間になり、その間、メール・電話等で意見照会をさせていただきました。ほぼ全部の改正になりましたことから業務多忙の中、大変な協力を得ることにより修正(案)を作成することができました。2月9日から3月10日の間、パブリックコメントを実施したところで、意見等がなく、本日の会議の結果をもつ

て、印刷・製本の作業を実施しまして4月中に関係機関に配布いたしたいと考えております。

次に、地域防災計画の構成ですが、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策を強化すべきとして、防災基本計画及び道の防災計画の修正との整合性から当市の地域防災計画も同様に修正するものです。これからの概要につきましては、資料4の新旧対照表によるもので、はじめに、第1章 総則して新旧対照表1ページの地域防災計画の構成は先ほどご説明いたしましてとおり、本編・地震・津波防災計画編・資料編の構成に修正するものであります。

次に追加した知事・災害予防責任者等の用語についての事項であります。

次に新旧対照表3ページからの防災関係機関等の処置すべき事務又は業務の大綱では、防災関係機関などによる人的・物資供給・後方支援に関する記述を追加するとともに、関係機関の名称についても現在の名称に修正いたしました。

新旧対照表7ページからの市民及び事業者の基本的責務等では、大規模災害が発生した場合には、市等の行政に加えて、市民や事業所等の民間企業が大きな役割を果たしたことを踏まえ、各主体が災害対策に取り組むべきことを明確化しました。

次に、第2章 北見市の概況、新旧対照表15ページからの自然的条件および社会的現況につきましては、平成26年8月31日現在として編集いたしました。

新旧対照表19ページからの災害に概況として最近起きた災害とその被害に関して、洪水害・雪害を追記いたしました。

次に、第3章 防災組織、新旧対照表23ページからの北見市の災害対策本部に関して、気象業務法の改正に伴い、設置基準を改正するとともに、今修正時点までの市組織改編に伴い、組織を修正いたしました。

新旧対照表30ページからは、市職員の警戒配備や非常配備の基準を特別警報の導入等により修正いたしました。

次に、第4章 災害情報通信計画、新旧対照表34ページからの防災気象情報等の伝達計画では、特別警報導入に伴い、全面的に修正するとともに、土砂災害警戒情報に関する記述を追加しました。

48ページからの災害通信計画では、災害情報などの通信方法や災害応急対策に必要な指揮命令の伝達について、全面的に修正しました。

次に、第5章 災害予防計画、新旧対照表 58ページからの防災思想・知識の普及・

啓発及び防災教育の推進に関する計画では、防災教育に関する具体的な事項、市民への防災知識普及に「自助」「共助」の事項及び事業所における防災思想の推進を追記しました。

61ページからの防災訓練計画では、地域に関係する多様な主体、学校や自主防災組織、民間企業等と連携した訓練の実施について追記しました。

次に、65ページからの相互応援体制整備計画では相互応援体制の基本的事項、災害時におけるボランティア活動の環境整備について追加しました。

66ページでは自主防災組織の育成等に関する計画として、自主防災組織の設置、育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める事項を充実するため、自主防災組織の平常時及び災害時の活動を追加しました。

次に、70ページからの避難体制整備計画では、避難場所の指定基準を明確化しました。異常な現象として、①地震 ②洪水 ③崖崩れ・土石流・地すべり④津波 ⑤高潮の想定ごとに、当該危険から緊急に逃れるための避難場所として「指定緊急避難場所」して指定しました。

その基準として、それぞれの災害事案被害想定区域外として、屋外として、一時避難場所を、施設として避難所を指定しました。指定いたしました指定緊急避難場所は資料5としてお手元に配布しております。

さらに被災者を避難のために必要な間、滞在させるため、規模・構造・立地及び交通の状態に一定に基準を設けそれを満たす施設を指定避難所として指定いたしました。

その施設は資料6としてお手元に配布しております。

指定の状況として、指定緊急避難場所（屋外）は総数104施設でその自治区毎、災害種別により指定したものです。指定緊急避難場所（避難所（屋内））は総数124施設で災害種別ごとに指定いたします。

指定避難所は、124施設で指定緊急避難所と同施設を指定いたします。

避難所の指定及び指定解除は記載のとおりです。一時避難場所の指定及び指定の解除は記載のとおりです。

次に、災害が小規模又は局地的な場合、住民センター等の収容人員50人以下の施設を臨時避難所として指定あり、その施設は資料7としてお手元に配布しています。

新規に指定した施設及び解除した施設であります。収容人員については、表の算定方法により定めております。

次に、避難所の収容人員は、修正し指定いたします避難所では、57,490人で現行

の収容人員とより減少しておりますのは、算定方法の変更によるものが主なものです。一時避難場所の収容人員は、修正し指定いたします一時避難場所では、955,500人で算定方法の変更により大きく増加したものであります。

次の表は、現行の避難所等の指定状況及び修正いたします避難所等の指定状況です。

次に、第5章 災害予防計画の、新旧対照表75ページからの避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画では、災害時の避難に特に支援を要する者について名簿を作成し、避難支援に関する計画策定に努めることを追加するもので、防災計画では、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、記載事項、情報共有、避難支援等関係者となる者、避難支援等関係者の対応原則、安全確保及び避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止措置を定め、細目的な部分も含め、防災計画の下位計画として北見市避難行動要支援者マニュアルの名称の全体計画を定めるもので、北見市保健福祉部が民生委員、自治会等の避難支援関係者と調整を図り、準備中でその内容は記載のとおりであります。

避難行動要支援者は、要配慮者として高齢者、障がい者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を定めるものでその範囲は記載のとおりであります。

新旧対照表の95ページからの、第10節の水害予防計画から第17節の複合災害に関する計画について、追加した事項は記載のとおりであります。

次に、第6章 災害応急対策計画、新旧対照表151ページの第11節災害警備計画から第32節 災害ボランティアとの連携計画について、追加した事項は記載のとおりであります。

次に、第7章 事故災害対策計画は、海上災害、航空災害などの大規模な事故による被害への対策計画で、新旧対照表218ページからの第5節、危険物等災害対策計画及び新旧対照表233ページ 第3節 大規模停電対策計画で追加し事項は、記載のとおりであります。

次に、第8章 災害復旧・被災者援護計画、新旧対照表239ページの被災者援護計画では、被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置に活用される罹災証明書について遅滞なく発行する措置について追加したほか、被災者支援を総合的かつ効果的に実施するため、被害状況や支援状況等を一元化的に集約した被災者台帳の作成を行うことを追加しました。

以上が地域防災計画 本編の修正の概要であります。

次に、地震・津波防災計画編の修正についてありますが、現行の地域防災計画第3編「地震防災計画」を「地震・津波防災計画」として拡充するもので、第1章 総則 地震・津波編の新旧対照表1ページからでは、計画の目的、性格、計画推進にあたっての基本となる事項、基本方針に関して新たに追加しました。

第5節の地震及び津波の想定では、平成23年3月の東北地方太平洋沖の事項を、津波に関しては、北海道が実施した平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務オホーツク海沿岸に基づき想定とするが、これを超える大きな津波災害が発生することも視野に入れた災害想定とするとしました。

次に、第2章 災害予防計画 新旧対照表19ページからでは、地震、津波による災害の発生、その拡大の防止を目的に各種予防対策を記述した章で第1節 市民の心構えとして住民、船舶関係者の津波に対する心得を追加しました。

第2節では最大クラスの津波にも対応することを考慮した地震。津波に強いまちづくりの推進を行うことを明記しました。第3節では、防災関係職員や市民及び事業所並びに学校教育関係者に対する地震・津波に関する防災知識の普及・啓発及び防災教育に関して配慮すべき事項等を追加しました。

次に、第4節以降の計画につきましては、本編の同計画を地震・津波災害に対応するよう修正、追加した事項は記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に、第3章 災害応急対策予防計画 新旧対照表63ページからでは、第1節応急活動体制として、本編と同様に、特別警報の導入に伴い、警戒配備体制や非常配備体制の基準などの修正を行いました。第2節では 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表基準を記載しました。

第3節災害情報等の収集・伝達計画以降につきましては本編の同計画を地震・津波災害に対応するよう修正、追加した事項は記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に、第4章 災害復旧・被災者援護計画 新旧対照表163ページでは本編と同様事項を追加しました。

以上で、北見市地域防災計画の修正についての説明を終わります。なお、参考資料を配布しております「北見市地域防災計画概要版」を市ホームページにてお知らせいたします。

よろしく審議をお願いします。

○議長（櫻田市長）

只今、事務局より議題（１）北見市地域防災計画の修正について説明をいただきました災害対策関連法令等の大幅な改正に基づき、北見市地域防災計画の修正を進めて参りました。防災関係機関であります委員の皆様からも多くの意見等をいただきながら、最終的な修正がなされたところであります。

ここで、ご意見・ご質問がございましたら、ご発言願います。ご意見ありませんか。

はい、網走地方気象台様

○網走地方気象台

網走地方気象台次長の谷でございます。

近年、大規模な地震・津波・火山噴火、集中豪雨での土砂災害などの災害が頻発しており、自然現象によります大規模な災害を踏まえまして、災害対策基本法が改正され、これまでに増して災害防止が求められているものです。

オホーツク海側は、比較的災害の少ないところと認識していると思いますが、近年地球温暖化と言われておりまして、実際に自然現象の激しさを増している状況にあります。

これまで北見でも経験の無い災害が発生するという事を念頭において、対応していかなくてはならないと思います。

今回の北見市地域防災計画の修正に当たりまして、気象台といたしましても協力助言をさせていただきました。しかしながら防災対策を効果的に押し進めていくためには、関係機関の連携協力が不可欠と考えます。気象台の役割は、防災気象情報を適時的確に発表し、防災対策を効果的に支援していくことであります。防災対策が円滑に実施できるように、気象台は支援していきます。是非今後とも防災気象情報を効果的に活用していただくよう、皆様をお願い申し上げます。以上です。

○議長（櫻田市長）

ありがとうございました。只今網走地方気象台谷次長様よりご意見を頂きました。このことについて、事務局何かございますか。

○事務局員（防災対策・危機管理室長）

只今網走地方気象台より防災気象情報の活用について、ご意見いただきました。防災気象情報は、北見市部局内で共有しており、災害対策に有効なものとして活用させていただいております。

これからにつきましてもご支援をお願いしたいと思います。

○議長（櫻田市長）

私から、気象台からの防災気象情報そして、予報等を活用し、北見市の災害対応に役立つ情報を頂いていることを、あらためて感謝したいと思います。

他ご意見等ございますか。

特にご意見等がなければ、提案のとおり、北見市地域防災計画の修正につきましては、本案のとおりといたします。

つづきまして、事務局より議題（２）北見市災害ハザードマップについて 説明を求めます。

○事務局員（防災対策・危機管理課防災担当係長）

はい、議題（２）北見市災害ハザードマップについてご説明申し上げます。お手元の資料 8 でございます。

作成に関しましては、北見市防災会議条例第 4 条の専門委員の設置に関する条項に基づきまして、「北見市ハザードマップ作成専門委員」の設置を、6 月に開催の北見市防災会議におきまして、ご了承をいただいたところであります。

北見市ハザードマップ作成専門委員につきましては、防災関係機関における職員や学識経験者の方から市長が任命することとなっております。関係機関からの推薦をいただいた中で任命させていただきました。委員につきましては、平成 26 年 8 月 5 日付けで、委嘱をさせていただきました。座長には、北見工業大学 渡邊康玄教授、副座長には、北見工業大学 伊藤陽司准教授、委員には、日本赤十字北海道看護大学 尾山とし子教授、北見工業大学 高橋清教授、日本赤十字北海道看護大学 根本昌宏准教授、北見市自治会連絡協議会 橋井克夫理事以上の 6 名の方を任命させていただきましたところであります。

本来であれば、委員決定後に防災会議委員の皆様へご報告するべきでありましたが、ご報告がこの機会になりましたことをお詫び申し上げます。

委員の方々による会議の開催状況であります。4 回の会議を開催し、ハザードマップ作成に関する検討を実施してまいりました。第 1 回目として、8 月 5 日に今回のハザードマップ改正に係る現況と課題について事務局より説明をさせていただき、今後の検討内容等について議論いたしました。

また、このたびの北見市地域防災計画改正の状況についても説明をさせていただき、マップ改正と防災計画改正に関して並行して実施することの確認を行いました。

第 2 回目は、11 月 26 日に開催し、地域防災計画改正の進捗状況、ハザードマップの原

案をお示しした中で、具体的な記載内容や形式についての議論を行いました。

第3回目は、2月6日に開催し、ハザードマップ案が形として示されたことにより、より細かな部分についての詳細を決定する内容の会議となりました。

第4回目は、2月25日に最終回として開催し、ハザードマップ最終案に関して最終的に内容を決定するに至ったところであります。

その他、随時に委員の方々と個別に協議や意見集約などを行ってきたところでもあります。

北見市災害ハザードマップの概要ですが、形式につきましては、従来の地図の折込方式から変更し、地図部分を含めた冊子方式とし、A4版全84ページのオールカラーとしました。作成部数につきましては、71,600部とし、市内のご家庭へ全戸配布を4月以降に実施し、また、北見市への転入世帯へも窓口にてお渡しすること、さらには、町内会や各種団体などを対象とした防災講話などの際に、周知するなどして多くの方々に活用していただきたいと考えております。

ハザードマップの構成であります。情報面いわゆる啓発面を27ページに、洪水や土砂災害の危険箇所、避難所を地図に掲載したマップ面を57ページとした内容としております。

このたびのハザードマップの名称ですが、平常時から市民の皆様が活用していただけるように、「防災いつでもノート」としました。

情報面、啓発部分の詳細ですが、過去の災害写真からはじまり、災害種別ごとの心得を掲載し、防災情報や非常持出品、避難に関する心得、さらに地域における自主防災活動を活発化していただきたいということから、「地域みんなで作ろう防災マップ」として、各家庭や地域でのハザードマップの作成に関する内容も掲載したところでもあります。

次に、地図部分ですが、常呂地区、北見端野地区、留辺蘂地区と区分をし、それぞれ、10ページ、32ページ、14ページとなっております。主な掲載内容は、指定緊急避難場所、指定避難所、洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所などとなっております。

なお、津波に関する内容につきましては、常呂自治区津波ハザードマップがございますので、今回のマップには掲載しておりません。

実際の北見市災害ハザードマップをご覧いただきたいと思っております。

【ページ毎にポイントを説明】

以上で、議題(2) 北見市災害ハザードマップについてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻田市長）

只今、事務局より議題（２）北見市災害ハザードマップについて 説明をいただきました。北見市防災会議条例に基づき、防災会議の専門委員を設置し、ハザードマップの改訂を進めて参りました。

ここで、ご意見・ご質疑がございましたら、ご発言願います。

特にご意見等がなければ、提案のとおり、北見市災害ハザードマップについて 今後、市民の皆様への周知、配布を実施しまして、防災啓発事業の更なる強化を図って参ります。

それでは、只今の議題（１）（２）を一括して承認することとしてよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ありがとうございます。それでは議題（１）（２）については承認をいただきましたことを確認させていただきます。

次に、その他 として事務局より説明を求めます。

○事務局（防災対策・危機管理室長）

はい、それでは、その他といたしまして、只今ご承認いただきました北見市地域防災計画の配布についてであります。4月中を目途に、防災会議委員を始め、関係機関へ 製本したものを配布させていただきます。

なお、北見市のホームページにつきましても、掲載し公表する予定でございます。

以上でございます。

○議長（櫻田市長）

只今、事務局より 北見市地域防災計画の配布等について 説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございましたらご発言を願います。

全体を通して 委員の皆様方から、何かございませんか？

《なしの声あり》

ありがとうございました。

本日は、皆様方、年度末のお忙しいところ、悪天候の中、ご出席をいただき、ご審議いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。新たな北見市地域防災計画に基づき、関係機関の皆様方との更なる連携強化を図って参りたいと考えております。

また、災害ハザードマップを通じて、市民の皆様方への防災・減災に関する啓発に今

後とも、尽力してまいります。北見市といたしましては、今後とも、関係機関の皆様、市民の皆様方との連携を実践し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めて参りますので、委員の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、私からお願い申し上げます。

以上で、北見市防災会議を議了とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○総務部防災対策・危機管理担当部長

以上をもちまして、平成26年度北見市防災会議を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。